

各位

令和 5 年 5 月吉日
ステラパークス仙台
ショートステイサービスすてら
管理者 齋藤 聖一

ショートステイサービスすてら
個別機能訓練加算算定開始のご連絡

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、首記の件ですが、この度、当事業所において常勤の機能訓練指導員（柔道整復師）により、ご利用者様ごとの ADL や残存能力等を評価・把握した上で、身体機能低下および生活能力低下の軽減を目的とした機能訓練（リハビリ）を実施することとなりました。つきましては、下記の通り加算を算定いたしますので、ご理解を賜ります様、何卒宜しくお願い申し上げます。

STELLA PAX
記

▽対象の事業所

- ・（予防）短期入所生活介護 ショートステイサービスすてら

▽新たに算定する加算

- ・個別機能訓練加算（56 単位／日）
※機能訓練指導員の出勤日（原則土曜・日曜・祝日を除く毎日）に
原則全利用者様について訓練実施の上算定

▽算定開始日

- ・令和 5 年 6 月 1 日（木）から

以上

作成・担当：生活相談員 齋藤竜求
機能訓練指導員 東野利菜
TEL022-388-7015 FAX022-388-7016

◎個別機能訓練加算とは

短期入所生活介護（ショートステイ）において、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、柔道整復師等の有資格者）の配置要件等を満たし、ご利用者様それぞれの状況に応じた機能訓練目標や機能訓練計画（リハビリメニュー）を定めた上で、機能訓練（リハビリ）を行った場合に算定される加算の事です。ご利用者様の身体機能や生活能力の維持、向上を図ることにより、施設および在宅における生活の質の向上を目指すものです。

◎個別機能訓練の流れ

- ① 機能訓練指導員等がご利用者様の状況のほか、下記の項目について把握します。
 - ・ご自宅の状況（段差や使用しているベッド等）
 - ・担当介護支援専門員（ケアマネージャー）より居宅サービス計画書に基づくご本人やご家族の意向、総合的な支援方針、課題、ニーズや目標等
 - ・その他、医療の提供状況等、必要と思われるもの
- ② ①で把握した状況を基に、機能訓練指導員のほか多職種共働により個別機能訓練計画を作成します。
- ③ 個別機能訓練計画をご本人およびご家族へご説明いたします。
- ④ 機能訓練指導員が、個別機能訓練計画に基づいた訓練（リハビリ）を行います。
- ⑤ 概ね3ヶ月に1回以上、ご自宅を訪問の上、個別機能訓練計画の評価、見直しを行います。
※ご利用者様の心身状況等が大きく変化した場合は速やかに評価、見直しを行います。